

27文科際第57号
平成27年7月30日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房国際課長

今里 護

(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長

河村 潤子

(印影印刷)

インターナショナルスクール等の外国人学校の
各種学校設置認可等の促進について (依頼)

文部科学省では、これまで、平成19年に、各種学校設置認可及び準学校法人設立認可(以下「各種学校設置認可等」という。)について、校地・校舎の自己所有を要しないこととし(別添1)、その後、平成24年及び平成25年に都道府県に対し、我が国に居住する外国人を専ら対象とするいわゆるインターナショナルスクール等の外国人学校(以下「インターナショナルスクール等」という。)の各種学校設置認可等を促進する旨の依頼をしてきたところです(別添2及び別添3)。

これらの依頼も踏まえ、すでに一部の自治体では、地域の実情に応じ、インターナショナルスクール等の各種学校設置認可等に際し、弾力的な取扱いを行っているほか、国家戦略特区の検討の中で、インターナショナルスクール等の整備を取り上げる等、外国人子弟の教育環境の整備について、積極的に取り組む例もみられています。

こうした中、平成27年3月17日に対日直接投資推進会議で決定された「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」において、インターナショナルスクールの各種学校設置認可基準等の緩和を促す等、海外から来た子弟の充実した教育環境の整備を図ることが盛り込まれ、6月30日に閣議決定された「「日本再興戦略」改訂2015―未来への投資・生産性革命―」においても、「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に沿って外国人受入れ環境の改善を図るため、関係省庁が速やかに施策の実施に取り組むこととされました(別添4)。また、4月1日より「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成26年法律第74号)が施行され、新たに高度の専門的な能力を有する外国人に係る在留資格として「高度専門職」が創設されたところです。

このように、今後、グローバル人材の必要性が高まる中、より一層、高度外国人材が就労するに当たって重要視する子弟の教育環境を整備する必要性が高まると考えられることを踏まえ、これまでも依頼をしておりますが、改めて、インターナショナルスクール等の各種学校設置認可等に際し、御留意いただきたい点について、下記のとおりお知らせします。各都道府県におかれては、引き続き、インターナショナルスクール等の各種学校設置認可等について、地域の実情に応じて弾力的な取扱いを推進していただきますよう、お願いします。

記

- 1 平成24年3月29日付け文科際第202号文部科学省大臣官房国際課長、生涯学習政策局長連名通知（別添2）において依頼し政とおり、外国人子弟の教育環境を整備する観点から、各種学校設置認可等に当たり、インターナショナルスクール等を対象として、校地・校舎の借用や、運用資産等に関する弾力的な要件を認める等の取組を地域の実情に応じ積極的に検討頂きたいこと。
- 2 特に、校地・校舎の借用については、平成19年12月25日付け19文科生第460号文部科学省生涯学習政策局長通知（別添1）において述べているとおり、学校経営の安定性・継続性が担保できる見込みがあることを前提に、民間からの借用であっても差し支えないこと、また、学校等が目指す教育内容を実現するために、短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこととしている。
この際、例えば、この通知の趣旨を踏まえ、学校経営の安定性・継続性に留意した上で、借用期間が10年以上の事業用定期借地権が設定された契約を結んでいる場合は認める等、更なる弾力的な取扱いを積極的に検討いただきたいこと。
加えて、各種学校認可等に際しインターナショナルスクール等が保有すべき運用財産についても、認可を受けようとするインターナショナルスクール等が、すでに継続的に教育を行っている場合には、その実績等を考慮した取扱いとすることも考えられること。
- 3 また、インターナショナルスクール等の中には、設置者、教育方法、在籍する子弟の国籍等様々な形態が存在するが、上記の検討に当たっては、インターナショナルスクール等のうち、本国政府からの認定又は海外の認証機関（別添5）からの認証を得ている等、教育の質が担保されていると考えられるものについては、各種学校設置認可について、弾力的な取扱いを積極的に検討頂きたいこと。

本件担当

インターナショナルスクール等の外国人学校に関すること
大臣官房国際課国際協力企画室 外国人教育政策係
電話 03-5253-4111 (内線3 2 2 2)

各種学校、準学校法人一般に関すること
生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室 専修学校第一係
電話 03-5253-4111 (内線2 9 3 9)

19文科生第460号
平成19年12月25日

各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長

加茂川 幸夫

(印影印刷)

校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業の全国展開について

標記の特例措置については、平成17年4月28日付文科生第87号文部科学省生涯学習政策局長通知「構造改革特別区域基本方針に基づく特例措置について（通知）」において、特例措置の内容について通知していたところですが、構造改革特別区域推進本部決定により、全国展開することとされました。

については、当該決定を踏まえ、今後は下記のとおり取り扱うこととしますので、専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。以下、同じ。）の設置認可を行うに当たっては、より弾力的な取り扱いが可能となりますのでお知らせします。

また、各都道府県知事及び教育委員会におかれては、所轄の学校法人及び準学校法人等に対しても、本通知の内容についてご周知くださいますようお願いいたします。

<本件担当>

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室 専修学校第一係

電話：03-5253-4111

(内線2939)

記

1 専修学校等の設置を目的とする学校法人若しくは準学校法人の寄附行為の認可について

専修学校等の設置を目的とする学校法人若しくは準学校法人を新設する場合、校地及び校舎については、昭和25年3月14日付文管庶第66号文部次官通達「私立学校法の施行について」の三「準学校法人の認可基準について」及び昭和35年5月26日付文部省管理局長通達「準学校法人の認可基準の解釈および運用について」別紙I1

(2)において、「原則として負担附(担保に供せられている等)又は借用のものでないこと」としている一方で、「特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合には、この限りではない。」等としており、一定の場合に校地及び校舎を借用すること等が認められている。

都道府県知事が、専修学校等の設置を目的とする学校法人若しくは準学校法人の寄附行為の認可(既存の寄附行為の変更の認可を含む。)を行うに際し、この「特別の事情があり、そして教育上支障がないことが確実と認められる場合」としては、学校経営の安定性・継続性が担保できる見込みがあることを前提に、以下のような事例を含むこと。

- (1) 長期にわたり校地及び校舎を使用できる保証がある借用であること。なお、国、地方公共団体等からの借用に限らず、民間からの借用であっても差し支えないこと。
- (2) 学校等が目指す教育内容を実現するために、校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと。

2 専修学校等の設置認可について

専修学校等の校地及び校舎等については、昭和51年1月23日付文管振第85号文部事務次官通達「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」第五5(2)、(3)、(4)及び昭和31年12月27日付文管振第453号文部事務次官通達「各種学校規程の制定について」2の「第九条について」において、原則として自己所有とすることが望ましいとされているが、これらの通達は、校地及び校舎の自己所有につき例外的な取扱いを認めないという趣旨ではなく、認可権者において学校経営の安定性・継続性が担保できる見込みがあることを前提に、前記1に掲げる事例もその内容に含まれること。

23 文科際第 202 号
平成 24 年 3 月 29 日各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿文 部 科 学 省
大 臣 官 房 国 際 課 長
池 原 充 洋

(印 影 印 刷)

文 部 科 学 省
生 涯 学 習 政 策 局 長
合 田 隆 史

(印 影 印 刷)

外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立認可の促進について (依頼)

このたび、文部科学省では、「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定)において研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備を行うことが必要である旨が記載されたことを踏まえ、高度外国人材が就労するに当たって重要視する子弟の教育環境を整備する観点から、「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査研究委員会」を開催しましたので、同委員会による調査報告書(別添1)をお送りします

については、報告書及び他県の事例等(別添2)を参考にし、各都道府県において外国人学校の経営の安定や外国人の子どもの適切な就学等を図るとともに、高度外国人材の招聘等のために必要と判断される場合には地域の実情に応じ、

- (1)校地・校舎の所有要件の弾力化が進んでいる県の取組を参考に、校地・校舎について民間からの借用や短期借用を弾力的に認める
- (2)遮用資産の保有要件について開設年度の経常経婆の1/6年分で可とする等、弾力化が進んでいる県の取組を参考に、経営悪化の場合に市町村が必要な措置を講ずる場合には、より少ない額の運用資産でも各種学校設立を認める
- (3)外国人の地域への参画、多文化共生社会の推進、外国人の子どもの就学機会の確保等を目的に外国人学校を対象として、弾力的な基準を制定している県の取組を参考に、基準を制定する

等の取組を行っていただき、外国人子弟の教育環境の整備に努めていただきますようお願いいたします。

<本件担当>

大臣官房国際課企画調整係
電話:03-5253-4111(内線3222)生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
電話:03-5253-4111(内線2939)

25文科際第104号
平成25年11月8日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省
大臣官房国際課長
今里 護

(印影印刷)

文部科学省
生涯学習政策局長
清木 孝悦

(印影印刷)

「日本再興戦略」を踏まえた外国人学校に係る各種学校設置・準学校法人設立の促進について(依頼)

文部科学省では、「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立認可の促進について(依頼)」(平成24年3月29日文部科学省大臣官房国際課長・生涯学習政策局長通知)において、高度外国人材が就労するに当たって重要視する子弟の教育環境を整備する観点から、これらの人材の招聘等のため必要と判断される場合には、各都道府県における外国人学校に係る各種学校設置・準学校法人設立認可基準について、地域の実情に応じ弾力的な取扱いを行っていただくようお願いしてきたところです。

このような中、「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」(平成25年6月14日閣議決定)においても、立地競争力の更なる強化のため優先的に取り組むべき規制・制度改革項目等の例として、「いわゆるインターナショナルスクールについて、外国人が就労するに当たって重要視する要素の一つである子どもの教育環境の充実の観点から、校地・校舎の所有要件の緩和など、国内での設置を困難にしているルールの見直しを強力に推進する。」旨が明記されました。

つきましては、各都道府県におかれましては、「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」も踏まえ、いわゆるインターナショナルスクール等の外国人学校に関し、校地・校舎の所有要件をはじめとする基準の弾力化の可能性について、地域の実情に応じて、改めて積極的な御検討を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、別途、事務連絡にて、各都道府県における外国人学校に係る各種学校設置・準学校法人設立認可基準の現状についてお伺いいたしますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

<本件担当>

大臣官房国際課
国際協力企画室外国人教育政策係
電話:03-5253-4111(内線3222)

生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
電話:03-5253-4111(内線2939)

外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束(抄)

2015年3月17日
対日直接投資推進会議決定

四つ目の約束

海外から来た子弟の充実した教育環境の整備を図るとともに、日本で教育を受けた者が英語で円滑にコミュニケーションが取れるようにします。

2. インターナショナルスクールが各種学校（授業料に対する消費税が非課税となる、通学定期の発行が認められる等のメリットがある）の認可を希望したとき、土地・校舎に係る借用期限が20年以上となっているなど都道府県が設ける基準が制約となり、認可されない地域があります。

このため、都道府県に対し、インターナショナルスクールの各種学校設置認可基準等について、基準の緩和で先進的な県並みの基準とするよう緩和を促します。

「日本再興戦略」改訂2015 —未来への投資・生産性革命—(抄)

平成27年6月30日閣議決定

第二 3つのアクションプラン

一．日本産業再興プラン

2-2 女性の活躍促進／外国人材の活用

(3) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 外国人材の活用

① 高度外国人材の受入れ促進のための取組強化

- ・「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」（平成27年3月17日対日直接投資推進会議決定）に沿って外国人受入れ環境整備の改善を進める。【後掲】（「三. 国際展開戦略」において記載。）

三．国際展開戦略

(3) 新たに講ずべき具体的施策

① 対内直接投資促進に向けた事業環境の改善及び誘致体制の強化

我が国経済の更なる活性化に向け、日本へ新たなビジネスモデルや先端技術の研究開発活動等を持ち込む可能性のある外国企業に、積極的に日本を立地先として選択してもらうことが重要である。

このため、「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に定められた各施策を、担当するそれぞれの省庁が速やかにかつ着実に実施する。

国際的な評価団体の概要

認定校数等は、いずれも2015年7月22日現在

WASC (Western Association of Schools and Colleges)

○位置付け

- ・性格…アメリカ合衆国教育長官が認証する6つの地区アクレディテーション協会のうち、カリフォルニア州をはじめとしたアメリカ西部地域や東アジア等に所在する学校を評価する団体。
- ・本部…アメリカ合衆国

○実績等

- ・実績…現在評価又は評価中の学校数：4,605校

○対象学校

アメリカ西部地域の現地校、及び、対象区域に所在するアメリカンスクール・インターナショナルスクール。

CIS (Council of International Schools)

○位置付け

- ・性格…特定の国を対象とせず、国際的に活動しているインターナショナルスクール協会。
- ・本部…イギリス

○実績等

- ・対象学校所在国…109ヶ国
- ・実績…現在評価した学校数：660校

○対象学校

インターナショナルスクールを対象とする。

ACSI (Association of Christian schools International)

○位置付け

- ・性格…クリスチャンスクールを評価する団体。
- ・本部…アメリカ合衆国

○実績等

- ・対象学校所在国…48ヶ国
- ・実績…認定された学校数：940校

○対象学校

クリスチャンスクールを対象とする。

IB (International Baccalaureate Organization)

○位置付け

- ・性格・・・国際的な教育プログラムであるIB (International Baccalaureate) のカリキュラムの作成、IB試験やIB資格の授与等を実施。
- ・本部・・・スイス (ジュネーブ)

○実績等

- ・対象学校所在国・地域・・・140以上
- ・実績・・・認定校：4,270校

○対象学校

IBの教育プログラムを実施できる学校 (対象年齢は3歳～19歳)